

(仮称) 枚方市立中学校給食センター
整備運営事業

特定事業の選定

令和7年 10 月6日

枚方市

目 次

第 1 事業概要.....	1
1 事業名	1
2 公共施設の管理者	1
3 事業の目的	1
4 事業の内容	1
第 2 市自らが本事業を実施する場合と P F I 方式により実施する場合の評価.....	4
1 評価方法	4
2 市の財政負担見込額による定量的評価	4
3 P F I 事業として実施することの定性的評価	5
4 事業者とのリスク分担による評価	5
5 総合評価	6

第 1 事業概要

1 事業名

(仮称) 枚方市立中学校給食センター整備運営事業

2 公共施設の管理者

枚方市長 伏見 隆

3 事業の目的

市では、市立中学校への給食提供方法をランチボックス方式の選択制から食缶方式の全員給食制に移行するにあたり、「今後の中学校給食に関する方針」(令和 4 年 12 月策定)において、既設の第一学校給食共同調理場に加え、新たに本施設を整備するとしている。本施設の建設地は第三学校給食共同調理場跡地であり、本事業において現存する旧施設を解体し、本施設を新設するものである。

本事業は、旧施設の解体から本施設の設計、建設、維持管理、運営を民間事業者が一貫して実施する P F I 方式を導入することにより、民間の高度な技術力や経営能力等のノウハウ及び資金を活用し、市が行う献立作成や食材調達と連携することで、市立中学校へ安全でおいしい学校給食を、より安定的効率的に提供することを目的とする。

4 事業の内容

(1) 施設概要

事業用地	枚方市大峰元町 2 丁目 2 番 10 号
敷地面積	約 4,110 m ²
提供給食数	一日あたり最大 6,000 食
対象校	第一学校給食共同調理場改修中(選択制給食)：中学校 19 校 第一学校給食共同調理場改修後(全員制給食)：中学校 9 校

(2) 事業方式

本事業の事業方式は、P F I 法に基づき、市と事業契約を締結した事業者が市所有の土地に現存する旧施設を解体し、自らが本施設を整備し、本施設の所有権を市に移転した後、本施設の維持管理及び運営等を行う B T O (Build Transfer Operate) 方式とする。

(3) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

ア 設計・工事監理・建設期間	令和 8 年 10 月～令和 10 年 12 月 (2 年 3 か月)
イ 開業準備期間	令和 10 年 11 月～12 月 (2 か月)
ウ 維持管理・運営期間	令和 11 年 1 月～令和 26 年 7 月 (15 年 7 か月)

(4) 業務内容

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。なお、施設整備に伴う各種申請業務を含む。

ア 設計業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 解体・撤去に係る設計業務
- (ウ) 建築本体（建築物・建築附帯設備等）に係る設計業務
- (エ) 建築設備に係る設計業務
- (オ) 調理設備に係る設計業務
- (カ) 交付金申請等支援業務
- (キ) その他設計業務の実施に伴い必要となる業務

イ 工事監理業務

- (ア) 工事監理業務
- (イ) その他工事監理業務の実施に伴い必要となる業務

ウ 建設業務

- (ア) 解体・撤去業務
- (イ) 建設業務
- (ウ) 調理設備調達・搬入設置業務
- (エ) 引渡し業務
- (オ) その他建設業務の実施に伴い必要となる業務

エ 各種備品等調達業務

- (ア) コンテナ・食器食缶等調達業務
- (イ) 施設備品等調達業務
- (ウ) その他各種備品等調達業務の実施に伴い必要となる業務

オ 開業準備業務

- (ア) 開業準備業務
- (イ) その他開業準備業務の実施に伴い必要となる業務

カ 維持管理業務

- (ア) 建築物維持管理業務
- (イ) 建築設備維持管理業務
- (ウ) 附帯施設維持管理業務
- (エ) 調理設備維持管理業務
- (オ) コンテナ・食器食缶等維持管理業務
- (カ) 施設備品等維持管理業務
- (キ) 清掃業務
- (ク) 警備業務
- (ケ) 長期修繕計画作成業務
- (コ) 三季休業期間中（夏、冬、春）の維持管理業務

(サ) その他維持管理業務の実施に伴い必要となる業務

キ 運営業務

(ア) 食材検収補助・保管業務

(イ) 給食調理業務

(ウ) 洗浄業務

(エ) 配送及び回収業務

(オ) 廃棄物（残渣）等処理・保管業務

(カ) 衛生管理業務

(キ) 献立作成支援業務

(ク) 食育支援業務

(ケ) 広報支援業務

(コ) その他運営業務の実施に伴い必要となる業務

（参考）市が実施する業務は、次のとおりとする。

ア 開業準備業務

(ア) 配膳室整備業務

(イ) 配膳室備品調達業務

イ 維持管理業務

(ア) 配膳室（建築物・設備）の修繕及び更新業務

ウ 運営業務

(ア) 献立作成業務

(イ) 食材調達業務

(ウ) 食材検収業務

(エ) 調理指示業務

(オ) 衛生管理指示業務

(カ) 検食業務

(キ) 食数調整業務

(ク) 配膳業務

(ケ) 食育業務

(コ) 広報業務（見学者対応を含む。）

(サ) 給食費徴収・管理業務

(シ) 光熱水費の支払い業務

第2 市自らが本事業を実施する場合とP F I方式により実施する場合の評価

1 評価方法

本事業をP F I法に基づく事業（以下「P F I事業」という。）として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じて市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次の手順により客観的評価を行った。

- (1) 市の財政負担見込額による定量的評価
- (2) P F I事業として実施することの定性的評価
- (3) 事業者に移転するリスクの評価
- (4) 上記による総合的評価

なお、市の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2 市の財政負担見込額による定量的評価

(1) 市の財政負担見込額算定の前提条件

市自らが本事業を実施する場合及びP F I事業として実施する場合の財政負担見込額の算定にあたり、設定した主な前提条件は次のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

表 市の財政負担見込額算定の主な前提条件

項目	市自らが実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担の 主な内訳	①施設整備費用（設計費、工事監理費、建設費、各種備品調達費等） ②開業準備費用 ③維持管理及び運営費用 ④起債の償還に要する費用	①サービスの対価〔施設整備費用（市自らが実施する場合と同一）、開業準備費用、維持管理費及び運営費用、建中金利、SPC経費等〕 ②事業者選定アドバイザー費用 ③モニタリング費用 ④起債の償還に要する費用
共通事項	①設計・建設期間：2年3か月 ②開業準備期間：2か月 ③維持管理・運営期間：15年7か月 ④割引率：2.6% ⑤物価上昇率：考慮しない ⑥リスク調整値：考慮しない	
資金調達に 関する事項	①公立学校施設整備費負担金 ②起債 ・償還期間 15 年 ・元金均等償還 ・調達金利は、起債の近年動向を勘案して設定 ③一般財源	①公立学校施設整備費負担金 ②起債 ・市自らが実施する場合と同一 ③一般財源 ④事業者の自己資金
設計、工事 監理、建設	概略の施設計画に基づき、同規模・同用途の他事例の実績及び市場調査結	市自らが実施する場合に比べて、民間事業者による創意工夫の発揮により、一

項目	市自らが実施する場合	PFI事業として実施する場合
等に関する費用	果等を勘案して設定	定割合のコスト縮減が見込まれるものとして設定
維持管理、運営に関する費用	同規模・同用途の他事例の実績及び市場調査結果等を勘案して設定	同上

(2) 財政負担見込額の比較

上記(1)の前提条件に基づいて、市自らが実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担見込額を、事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した結果は次のとおりである。

表 市自らが本事業を実施する場合とPFI事業として実施する場合の財政負担見込額の比較

項目	市自らが実施する場合	PFI事業として実施する場合	縮減値
財政負担見込額 (現在価値ベース)	9,585,501 千円	8,798,284 千円	787,216千円
指数	100.00	91.79	8.21

※財政負担見込額（実額ベース）は、入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあることから非公表とする。

3 PFI事業として実施することの定性的評価

本事業をPFI事業により実施する場合、市の財政負担額縮減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

(1) 学校給食サービス水準・品質の向上

学校給食センターの設計、建設、維持管理及び運營業務等を民間事業者が一貫して実施することにより、事業全体の効率性や最適性を見据えたマネジメントが発揮されることになる。特に、運営企業の意向やノウハウ（専門的知識や技術的能力等）を設計段階から最大限に反映させることができるようになるため、食の安全の確実かつ継続的な確保や食育の推進など学校給食サービスの水準・品質の向上が期待できるとともに、調理員等に対する教育研修体制や各業務におけるセルフモニタリング体制の拡充等により、事業全体のリスク顕在化の未然防止を図ることが可能となる。

(2) リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理によって過度な費用負担を抑制することが可能となる。

4 事業者とのリスク分担による評価

市が直接実施する場合に市が負担するリスクとして、設計・施工の遅延や調理設備等の故障リスク、異物混入・食材異常などがあり、PFI事業として実施する場合、それらのリスクの一部を事業者が実施し、事業者が有するリスク管理のノウハウを活かすこ

とで、顕在化の抑制、顕在時の被害額の抑制が期待できる。

5 総合評価

本事業は、P F I 事業として実施することにより、市自らが実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、8.21%の縮減を期待することができる。とともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業をP F I 事業として実施することが適当であると認められるため、P F I 法第7条の規定に基づき、特定事業として選定する。